

# 軽自動車税(種別割)の減免について

## 津山市



津山市では、身体等に障害のある方が積極的に社会活動に参加できるよう、自立支援や経済的負担の軽減などを目的として、一定の要件を満たす軽自動車等については申請により軽自動車税（種別割）の減免を受けることができます。

### 1 申請期間

納税通知書発送日（5月中旬）から5月31日まで（土・日・祝日の場合は翌開庁日）

### 2 減免の要件

#### (1) 手帳の種類

申請する年度の4月1日の時点で、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳または戦傷病者手帳の交付を受けていること。

#### (2) 対象となる軽自動車等

- ① 申請する年度の4月1日の時点で、軽自動車税（種別割）の納税義務者、自動車検査証（車検証）に記載されている所有者または軽自動車等の運転者が次の表に該当すること。

		軽自動車の 納税義務者・所有者	軽自動車の運転者
身体障害者	18歳以上	本人	本人または 生計を一にする者
	18歳未満	本人または 生計を一にする者	生計を一にする者
知的障害者		本人または 生計を一にする者	本人または 生計を一にする者
精神障害者（自立支援医療の支給認定を受けている方）		本人または 生計を一にする者	本人または 生計を一にする者
上記の身体障害者等のうち、障害者のみで構成される世帯の者		本人	身体障害者等を常時介護する者

※「生計を一にする者」とは、障害のある方と同一の住所地に住民票がある親族をいいます。

- ② 専ら障害のある方の通勤、通学、通院、通所等に利用する自家用自動車（営業用は対象外）であること。※定期的に週1日以上または月4日以上継続して（今後6か月以上）使用する必要があります。
- ③ 障害のある方お一人につき1台のみ  
※自動車税種別割（県税）の減免を受けている場合は対象になりません。

(3) 対象となる障害の範囲

次の表に基づき、個別の障害の等級により判定します。

障害の区分		運転者	本人	生計を一にする者または常時介護する者
視覚障害			1～3級、4級の1	1～3級、4級の1
聴覚障害			2級、3級	2級、3級
平衡機能障害			3級	3級
音声機能障害			3級（気管を開口している者に限る）	3級（気管を開口している者に限る）
上肢不自由			1級、2級	1級、2級
下肢不自由			1～6級	1～3級
体幹不自由			1～3級、5級	1～3級
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能		1級、2級（一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く）	1級、2級（一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く）
	移動機能		1～6級	1～3級（3級のうち一下肢のみに運動機能障害がある場合を除く）
心臓機能障害			1級、3級	1級、3級
じん臓機能障害			1級、3級	1級、3級
呼吸器機能障害			1級、3級	1級、3級
ぼうこうまたは直腸機能障害			1級、3級	1級、3級
小腸の機能障害			1級、3級	1級、3級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害			1～3級	1～3級
肝臓機能障害			1～3級	1～3級
知的障害			療育手帳の交付を受けている者のうち、障害の程度が「 <u>A</u> 」（重度の障害）である者	
精神障害			精神障害者保健福祉手帳（自立支援医療費の支給認定を受けている者に限る）の交付を受けている者のうち、「 <u>1級</u> 」の障害を有する者	

※上記の表にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、減免の対象となります。

- ① 障害のある方が運転者であって、肢体不自由のうち下肢不自由または乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害のうち移動機能の障害の級別が7級に該当し、肢体不自由の障害が重複して2以上ある場合で、「身体障害者等級表による等級」が6級（または6級より上位の級別）
- ② 肢体不自由のうち上肢不自由3級かつ下肢不自由4級の場合で、「身体障害者等級表による等級」が2級（または1級）

※戦傷病者の対象範囲については、津山市税制課にお問い合わせください。

### 3 申請手続きに必要なもの

- (1) 障害のある方が運転する場合
  - ① 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳または戦傷病者手帳（複数の手帳を合わせて所持している場合は、その全てが必要です。）
  - ② 運転免許証
  - ③ 軽自動車税（種別割）納税通知書（5月中旬頃発送します。）
  - ④ 減免申請書（窓口へ備え付けまたは津山市ホームページに掲載しています。）
  
- (2) 生計を一にする者が運転する場合（(1)の①、③、④のほかに必要なもの）
  - ① 運転者の運転免許証
  - ② 障害のある方と同居でない場合は、生計が一であることを証明する書類（書類は下記の提出先に備え付けのものをご利用ください。）
  
- (3) 常時介護する者が運転する場合（(1)の①、③、④のほかに必要なもの）
  - ① 運転者の運転免許証
  - ② 運転者が、障害のある方を常時介護する者であることを証明する書類（社会福祉事務所が発行したもの）

### 4 提出先

津山市税務部税制課諸税係 本庁2階②番窓口

〒708-8501 津山市山北520 TEL0868-32-2017

加茂支所地域振興課 〒709-3905 津山市加茂町塔中104 TEL0868-32-7033

勝北支所地域振興課 〒708-1205 津山市新野東567 TEL0868-32-7022

久米支所地域振興課 〒709-4603 津山市中北下1300 TEL0868-32-7012

阿波出張所地域振興課 〒709-3951 津山市阿波1209-4 TEL0868-32-7042

※郵送での申請は受け付けていません。納税義務者または代理人の方がお越しく下さい。

### 5 減免決定後の手続き等

- (1) 翌年の3月上旬頃、減免事由等の申請内容に変更がないかを確認するため、**減免継続申請書**をお送りします。提出期限までに必ずご提出ください。提出がない場合は、減免の継続ができませんので翌年度から軽自動車税（種別割）を納付していただくこととなります。
  
- (2) 次のいずれかに該当する場合は、減免の継続申請はできませんので、その旨を申し出てください。**翌年度以降の減免については、新たに減免申請書の提出が必要です。**

- ① 車両の買い替え（廃車、名義変更等）
- ② ナンバープレートの変更
- ③ 津山市外への転出  
（自動車検査証の住所変更を行い、転出先の市町村で新たに減免の申請手続きを行ってください。）
- ④ 障害のある方が亡くなったとき
- ⑤ 18歳未満の障害のある方が18歳に達したとき（身体障害者手帳を持っている場合のみ）
- ⑥ その他申請内容に変更があった場合

- (3) 「軽自動車税（種別割）納税証明書（継続検査用）」については、津山市税制課、各支所及び阿波出張所地域振興課の窓口での申請または郵便請求により交付します。詳しくは、下記お問い合わせ先または津山市ホームページをご覧ください。

## 6 その他の減免について

自動車検査証に「車いす移動車」、「身体障害者輸送車」等の記載がある特殊用途自動車またはその構造が障害のある方の利用に供するための軽自動車については、上記の減免の要件にかかわらず、減免の対象となります。詳しくは、下記へお問い合わせください。

## 7 お問い合わせ先

津山市税務部税制課諸税係 TEL 0868-32-2017

※普通自動車は自動車税種別割（県税）の対象になります。自動車税種別割の減免については、下記へお問い合わせください。

岡山県美作県民局税務部 津山市山下53 TEL 0868-23-1272